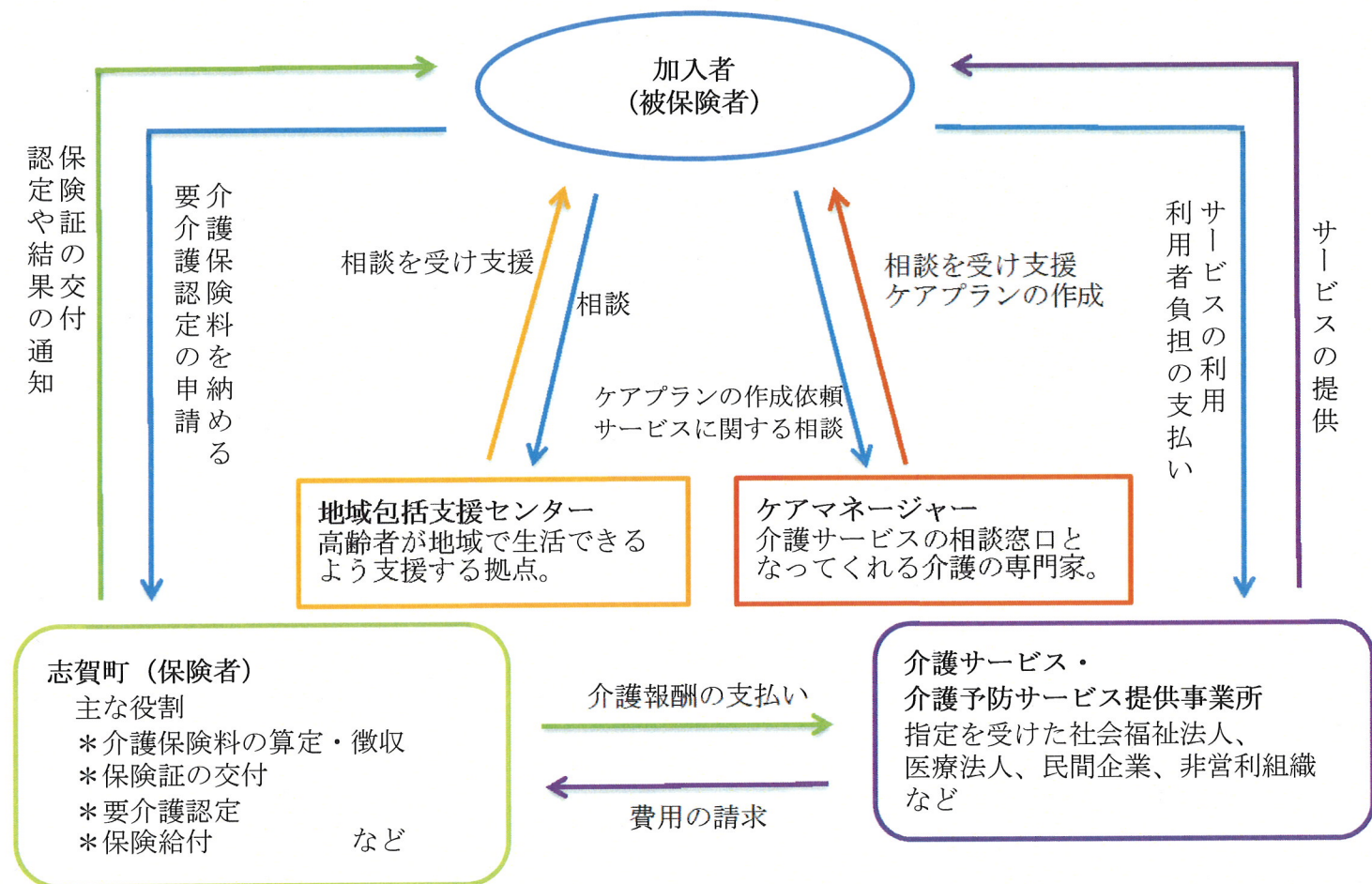


介護保険の制度としくみ

介護保険は、40歳以上の皆さんが加入者(被保険者)となって、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護保険サービスを利用できる制度です。



加入者		
	第1号被保険者 (65歳以上の方)	第2号被保険者 (40～64歳で医療保険に加入している方)
介護保険のサービスを利用できる方	原因を問わず ・寝たきりや認知症などで入浴排泄、食事などの日常生活について、常に介護が必要な方 ・家事や身支度などの日常生活に支援が必要な方	初老期痴呆、脳血管障害など老化に伴う次の16種類の病気によって日常生活の介護や支援が必要な方 1. 筋萎縮性側索硬化症 2. 後縦靭帯骨化症 3. 骨折を伴う骨粗鬆症 4. 多系統委縮症 5. 初老期における認知症 6. 脊髄小脳変性症 7. 脊柱管狭窄症 8. 早老症 9. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 10. 脳血管疾患 11. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 12. 閉塞性動脈硬化症 13. 関節リウマチ 14. 慢性閉塞性肺疾患 15. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 16. 末期がん
	利用料の負担	利用したサービス費用の1割または2割を負担します